

市町村民税 給与支払報告 給与支払報告書
道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印

7

京都府宇治市長

令和 年 月 日 提出

給与所得者	フリガナ	氏名	生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年	月	日	個人番号	住所	1月1日現在	異動後	課係氏名	担当電話番号	内線	整理番号	6年度	特別徴収指定番号	宛番号	7年度	特別徴収指定番号	宛番号

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地	フリガナ	氏名	担当電話番号	特別徴収指定番号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号	納入書の要否（新規の場合のみ記載）	番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ①	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額（ウ）と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
---------	--	-------------------	---	-----------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ①	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
---------	--

旧特別徴収処理欄	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 異動により給与等を支給しなくなった場合、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。